



滋賀県産業振興ビジョン

(概要版)

世界にはばたく成長エンジンと地域経済循環の絆で形づくる
“滋賀発の産業・雇用”の創造

滋賀県

平成27年(2015年)3月

策定の 意義

人口減少・少子高齢化の進行やグローバル化の進展等、国内外で経済・社会の構造的な変化が進んでいます。こうした中、本県が、「何を強みとして、どのような産業やビジネスモデルを成長の“エンジン”として振興し、さらに県内での経済循環をどのように促進していくのか」といった視点から、産業振興のあり方を考え、その理念や施策の基本的な方向などを定めるものです。

計画 期間

10年 平成27年度（2015年度）～平成36年度（2024年度）

経済・社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

基本 理念

世界にはばたく成長エンジンと地域経済循環の絆で形づくる
“滋賀発の産業・雇用”の創造

滋賀の強みを活かしながら、これからの時代を切り拓く「新しい価値」の創造・発信に挑戦することにより、国内外の需要を開拓し、取り込むことのできる、本県経済の成長の“エンジン”となる産業の創出・振興を図るとともに、県内の産業や企業、人のつながりを一層深め、地域において、人・モノ・資金が活発に循環する経済社会づくりを進めます。こうした取組を通じて、本県経済の活性化を図るとともに、誰もがいきいきと働くことのできる雇用の創出を目指します。

どのような基本的考えのもと、何をめざすのか

目指す 姿

これまでの産業集積を基盤にした「新たな成長産業の創出」により、環境と両立した、日本を支えるたくましい経済が創造されています。

独自技術や競争力のある商品・サービスを生み出す「挑戦する企業の活躍」により、地域経済の活性化、雇用の維持・拡大が図られています。

琵琶湖をはじめとする豊かな地域資源や特性が活かされ、「世界に通用するブランド価値の発信」により、滋賀のステータスが向上しています。

地域の課題や日々の暮らしに根ざした「地域貢献企業の集積」により、地域を支え、地域が潤う循環型経済が確立しています。

多様な主体の連携の中から生み出される「イノベーションの連続」により、新たな価値が創造され、国内外の需要に迅速かつ柔軟に対応できるビジネスモデルが次々と展開されています。

施策を進めるにあたっての
視点



- 産業活動を支える「事業環境づくり」の視点
- 地域の特性を活かした「まちづくり」の視点
- 産業を担う「人づくり」の視点
- 多様な産業の集積を活かした「つながりづくり」の視点
- 中小企業の強みを伸ばす「競争力づくり」の視点
- 追随を許さない「モノづくり」の視点
- 滋賀ならではの「ことづくり」の視点
- 一人ひとりの県民の「幸せづくり」の視点

どのような方向で、施策を展開するのか

今後の本県経済を
牽引する産業

国内外の課題解決に貢献する **成長産業**

産学官連携基盤等を活かしながら、企業が有する高度な技術力と展開力の一層の強化を図り、付加価値が高く、我が国や世界が直面している課題解決に貢献する商品やサービス、ビジネスモデルの創出を促進し、国内外の需要を新たに開拓し、その成長を取り込みます。

地域資源を活用した **魅力創造産業**

琵琶湖を中心とする豊かな自然や美しい景観、歴史遺産・文化資産をはじめ、農林水産物、企業等の知恵や技術、生活文化等を含め、本県の有する地域固有の資源や特性を磨き上げ、県内外から人々を惹きつけ、人・モノ・資金・情報の活発な交流を生みだします。

暮らしの安全・安心を支える **地域密着産業**

「買い物弱者」対策や子育て支援、コミュニティの形成など、様々な地域課題から生まれる暮らしの身近なニーズにきめ細かく対応し、また、生きがいや健康づくりなど、生活の質の向上につながる商品・サービスの創出を促進し、地域の活性化につなげます。



重点的に取り組む 5つのイノベーション

前述の3つの産業の創出・振興に向け、当面、以下の5つの切り口からのイノベーションの創出に重点的に取り組み、滋賀らしい強みの形成を目指します。



水・エネルギー・環境

国内外の水環境課題の解決を目指す水環境ビジネスの推進
再生可能エネルギーの導入促進と、エネルギー関連技術の開発
等の促進、スマートコミュニティの推進等
持続可能な社会の実現につながる環境関連産業の振興



医療・健康・福祉

医工連携による医療・健康・介護機器等の研究開発や新たな
サービスの創出
医薬農や医福食農の連携による健康増進に資する食品等の開発
滋賀ならではのヘルスツーリズムの展開

高齢者の衣食住や、子育て支援等、安全・安心な暮らしを支える商品・サービスの創出



高度モノづくり

本県モノづくり産業の強みの源泉である加工組立型業種と基礎
素材関連業種を重点にした競争力強化
モノづくりとサービス産業等との連携による製品や技術の高付
加価値化



ふるさと魅力向上

滋賀ならではの独自性の高いコンテンツを生み出すクリエイ
ティブ産業の振興
地場産業の優れた技術やノウハウを活かした新商品の開発
環境への配慮や高齢化等に対応した建築・住宅等に関連する
産業の振興

滋賀の資源や素材の魅力を活かした特色あるツーリズムの展開
農商工連携や6次産業化の推進による農林水産物の高付加価値化

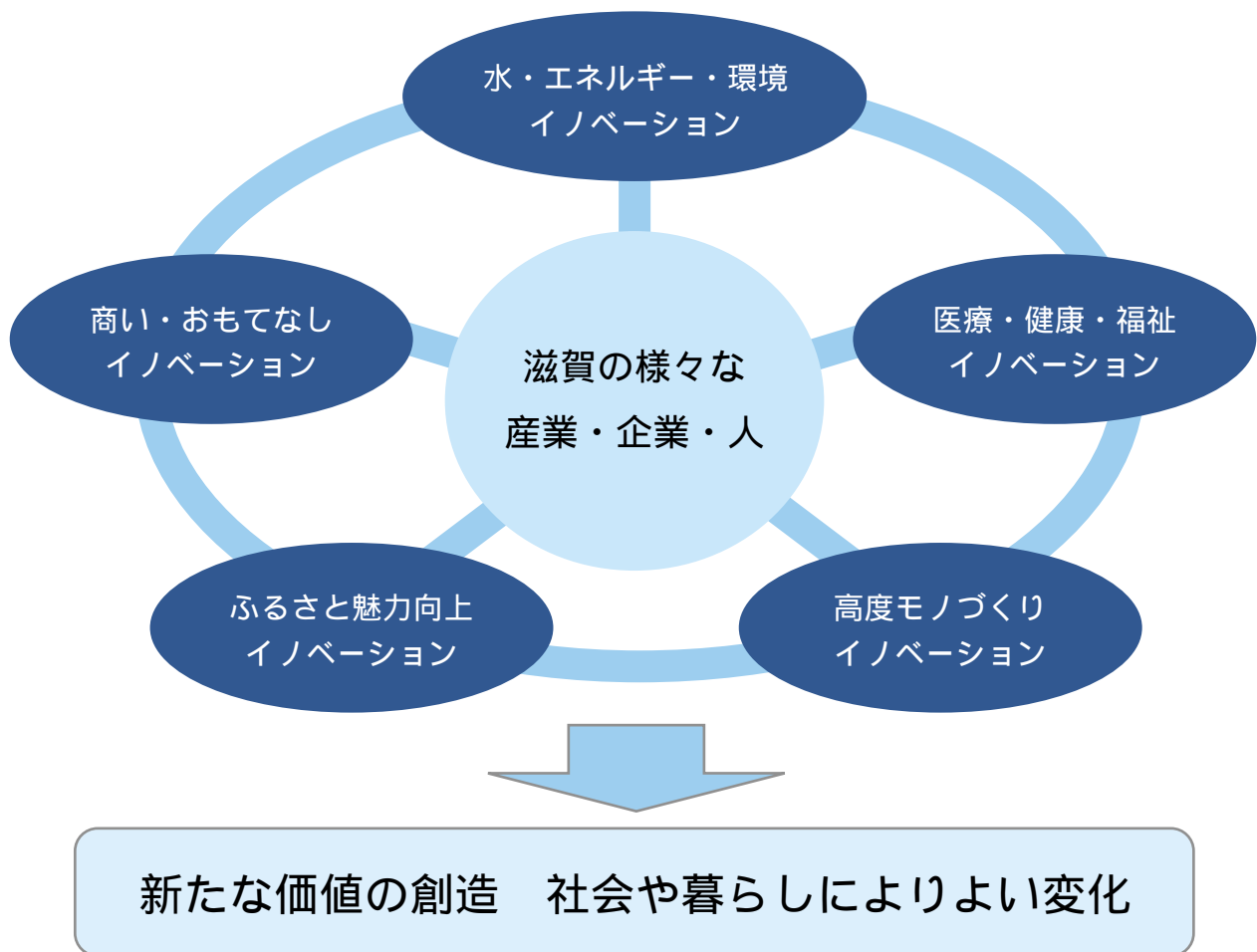


商い・おもてなし

地域の中での「顔の見える関係」を活かした、女性や高齢者、障害者等の潜在的なニーズを掘り起こすビジネスの創出
魅力ある個店の振興と、中心市街地等でのまちの魅力や特産品など地域固有の資源の発信、地域コミュニティの形成を図るなどの取組の促進

空き家等、既存のストックの活用等を通じた新しいビジネスモデルの創出
来訪者を温かく迎える人材の育成と、来訪者と居住者の交流を生み出す仕組みづくり

取組にあたっては、様々な産業や企業、人のつながりにより、5つの切り口が相互に関連し合いながら展開し、さらに新たな価値を創造していくことを目指します。



「イノベーション」とは.....

単に新しい技術や製品の開発をさすのではなく、サービスの創出を含め、それまでのモノ、仕組みなどに対して、新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を創造し、社会や暮らしによりよい変化をもたらすことを意味します。

本県産業の強化を図る 3つの企業力

これらの産業の創出・振興に向け、重要な役割を担う県内中小企業・小規模事業者が、その力を最大限発揮できるように、固有の課題を踏まえ、その特性に応じて、企業の有する以下の力の強化を図ります。

付加価値を生み出す 技術力

科学技術の一層の活用を図るなど、さらなる技術の革新や融合を進めることにより、強みとする技術力を基盤として、確固たる技術、他にない独自技術（オンリーワン技術）の確立を目指します。

モノやサービスの質を向上させ、顧客満足につなげるため、関連知識の習得や専門的・職人的な技術・技能の高度化等を図ります。

知的財産の活用や保護を図ります。

バイオテクノロジーやIT、ナノテクノロジーのほか、生物模倣技術などの新たな視点からの技術力の強化を図ります。

人と人、人と地域のつながりを生み出す サービス・販売力

市場の動向を把握し、消費者に受け入れられる商品を企画したり、ビジネスモデルの創造を目指します。

単に商品を提供するだけでなく、顧客に対し、地元こだわった、豊かさや幸せを届けるきめ細かなサービスを実現する等、サービスの高付加価値化や差別化を図ります。

新たな市場の開拓や海外での需要の取り込み、販路開拓や営業等を行う人材の育成や確保を図ります。

ブランドの創造につながる 発信・連携力

自社の強みや魅力を的確に把握し、積極的にアピールしていく情報発信力の強化を図ります。

共感を呼ぶようなストーリー性を持たせた発信等を通じて、ブランドの創造を図ります。

新たな価値の創造やビジネス展開に向け、異業種（分野）・同業種（分野）に限らず、企業等の間でのマッチングや提携の形成を目指します。

産業振興施策の 基本

1) 企業の経営基盤力の強化

経営基盤の強化に対する支援
中小企業・小規模事業者の活性化

創業および新事業創出の促進
企業立地の促進

2) これからの産業を担う人材力の強化

キャリア教育等の推進
グローバル人材の育成・確保
起業家の育成等
若者の活躍推進
障害者の活躍推進
外国人材の活用
雇用のミスマッチの解消等

産業のニーズにあった人材の育成・確保
中小企業の人材育成に対する支援
県内大学生等の定着促進
女性の活躍推進
高齢者の活躍推進
ワーク・ライフ・バランスの推進
優れた技能の伝承

3) 新たな価値や力を生み出す連携力の強化

異分野・異業種間の連携の推進
産学官金民および地域との連携の推進
中小企業支援機関や公設試験研究機関間の連携の推進

企業間連携の推進
広域での地域間連携の推進

4) 海外の需要を取り込む国際展開力の強化

企業の海外展開に対する支援
海外からの誘客の推進

海外からの企業誘致の推進

5) 経済循環力の強化

地域資源の活用の促進
県内での企業間取引の促進
「地産地消型」・「自立分散型」エネルギー社会の創造に向けての取組の推進

滋賀の資源をつなぐコーディネート機能の充実

6) 事業活動を支える地域力の強化

企業で働く人やその家族が住みやすいまちづくり
「滋賀・びわ湖ブランド」の取組推進
コミュニティビジネスの推進
人と物の交流を支えるインフラの整備

産業用地の確保

ビジョンの 推進

毎年度、有識者等の意見を聴きながら、本県経済・産業の動向について、量的（客観的）および質的（主観的）の両面からモニタリングを行い、その状況を把握・分析し、具体的な施策の構築や検証等に活用します。

お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 商工政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL : 077 (528) 3712

FAX : 077 (528) 4870

Email : fa00@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/shokokanko/index.html>

